

北広島町農業委員会第15回総会議事録

事務局 (第15回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

18番 先日、譲渡人へ電話で聞き取り調査をしました。譲受人には直接会ってお話しをしました。申請人は申請地近くにはもう家はなく、耕作の意志もありません。以前から申請地については譲受人の父親に管理をお願いしていました。譲受人は長年農業をしていた父親と同居しており、また家も申請地の近くであります。周辺農地、本人の技術面、農業機械等すべてにおいて問題はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 番号2番の申請地ですが、譲渡人にとっては遠隔地であり、譲受人にとっては宅地の隣地となります。周辺営農への影響もないですし、本人の技術面、農業機械等すべてにおいて問題はないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 3 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 21 番 譲受人は北広島町の新規就農の研修を受けた方であり、この近隣にも同じ新規に就農されたトマト栽培の農家の方のビニルハウスもあります。ハウスを 10 棟程度建てる予定になっております。周辺営農への影響もないですし、非常に意欲を持って新規就農しており問題はないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし (挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

- 会長 番号 4 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 10 番 先日お会いして聞き取りを行いました。申請地は太陽光発電用地に転用予定です。現況地番図で隣り合っている 397-3 は申請人所有の 3 階建てのアパートが建っています。南側に隣り合っている農地の所有者とは話し合いの上了承済みということでありました。そのほかの周辺農地は申請人の農地であります。周辺営農への影響はありません。以上のことから、許可妥当であると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 3 番 先日、新聞に太陽光発電のパネルによって自宅を照らされ、熱中症になったという記事

が載っていました。太陽光発電への転用は農業委員会総会でよく審議する案件ですが、審査の対象としてそういう点からも担当委員としてチェックをするべきなのか否か。今回宅地が近いですし、今後こういう案件が出てくると思いますのでそのところについて事務局としては何か意見をお持ちでしょうか。

10 番 この件につきましては、マンションがあるというのは申請地の北側になるので、問題はないと思います。問題があるとすれば、申請人の住宅となります。

会 長 事務局の方で、この件について今後の対応などあれば、お聞かせください。

事務局 事務局の方では今のところそのことについての指針等考えておりません。県の農業会議の方からもそういった事例があるから審議で検討するよといった連絡はありません。今のところは、特段考えておりません。

会 長 県の農業会議で諮問案件の審査を毎月行っていますが、今の段階ではそういう苦情・問題点が明らかなので気を付けて審議をしないといけないということは出ていないようです。他にご質問、ご意見はございませんか。

委 員 (異議なし)

それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 9月10日に申請人宅を訪ね、聞き取り、現地調査をしました。車両3台をおきたいということでした。申請地隣の2171-1は納屋ですが、非常に老朽化しており崩して2174とともに駐車場を建てるそうです。少しもう危険があるような家屋なのでそれが良いと思われます。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 2 番 9月10日に聞き取り、現地確認をいたしました。申請人は宗教法人であります。以前より門徒の方より墓地を守ってほしいとの強い要望があり、今回本堂と町道との間にある畑を転用し、墓地にしたいということでした。5条申請でも出てきますが、その隣の畑についても合わせて墓地にしたいということです。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 7 番、8 番 9 番、関連しておりますので一括でこれについて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 これらの申請については始末書がついております。まず 7 番、最近のお寺は墓の守もしなくてはならないということで平成 8 年頃から、墓地にしてしまっているということでした。番号 8 番、これもずいぶん前、昭和 62 年頃から本堂の附属建物として建てて利用していたとのこと。番号 9 番、これも庫裡の一部を増築したいということで相談があり、行ってみますともう整地がされているという状況でありました。工事を中止してもらって、申請をして許可をもらってからやって下さいと。手続きに入りましたところ相続がまだであったため、それも済まされ今回の申請となりました。なお墓地と庫裡の間に農地がありますが、非農地証明申請をされております。周辺農地への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。この件についてご意見ご質問等はございませんか。

1 番 この顛末書はどこで気付いて、どういう状況で出たものですか。

会 長 番号 9 番の申請があつて、その時調べられたらそれまでに無断転用を 2 件もやっておられたことに気が付かれて謝罪されました。

1 番 しかも相続もしていなかったのですか。

- 会 長 そうです。お母さんの名義のままでした。
- ほかにこの件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7、8、9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。番号 10 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 1 1 番 申請地は昭和 58 年の水害の時に護岸が崩れました。付近に橋がありますが、そこも流され付近一帯大がかりな工事となりました。工事のために申請地の畑を埋め、工事をしましたが、その後また畑に戻さなかった、そのまま宅地として利用してしまっていた、ということでした。周辺営農への影響もありません。以上のことから、許可妥当であると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号 11 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 1 1 番 これは 6 番の申請と関連しているものです。これは申請人の宗教法人代表の個人の所有であります。宗教法人の方へ譲って 6 番の申請地と合わせて墓地にしようということです。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

10 番 9月15日に、譲渡人と譲受人とで現地確認をしました。内容については議案書摘要欄のとおりです。譲受人は工場の製品の積み込みのために大型トラックが県道で待機することがあり交通安全上良くないということと、従業員の駐車場を近くに確保したいということです。県道と申請地の間に水路がありますが、車両進入のためにその中央部に 11 m 橋梁をかけるということです。駐車場には盛土の上に南側に排水路を新設し東側の水路に放水するという事です。被害防除措置を講じられており、周辺営農への影響はないと考えます。事業規模、事業目的から許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

8 番 9月12日にお会いして、譲受人とお話をしました。申請地近くに譲渡人所有の空き家があり、すでに空き家になって8年位経過しています。町の空き家バンクの登録されたところ、このたび譲受人が購入することになりました。譲渡人はこれと同時にこの申請地の畑も売りたいということでした。譲受人の妻は安佐北区可部でガーデニング雑貨等の販売をしておりましたが、こちらに移ってそれをしてほしいということでもあります。そこでこの畑を駐車場、ビニルハウス、物置を設置して利用したいということです。周辺の地権者にも連絡をとってあり、了解済みです。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 非農地証明申請について

会 長 番号 14 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 9月12日に現地調査委員とで現地調査を行いました。現地には数年前木を切った時の切株が残っており、畑として今後利用することはできない、農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 9月20日、現地調査員と申請人と現地調査を行いました。現地は先程4条申請にありました申請地にはさまれた農地であります。ですが今は木が茂っております。木といっても低灌木で庭木のような木です。ずいぶん前から耕作はされていないようです。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 4条にあった墓地への計画はこの農地にも、ですか？

会 長 　　いいえ、この農地は非農地証明のみです。

ほかにご意見ございませんか。

委 員 　　（異議なし）

会 長 　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 　　異議なし（挙手全員）

会 長 　　挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 16 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　（議案を読み上げる。）

20 番 　　9月の14日、私と現地調査員とで現地調査、申請人への聞き取りを行いました。申請地は20～30年の杉、桧が立っておりまして。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。なおこの地区は平成27年度集落法人設立の予定です。

会 長 　　この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 　　（異議なし）

会 長 　　それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について非農地証明を発行しても良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 　　異議なし（挙手全員）

会 長 　　挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 17 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　申請人の住所が違っておりましたので、後ほど議案を差し替えます。（議案を読み上げる。）

20 番 　　9月14日、私と現地調査委員と現地調査を行い、申請人の配偶者への聞き取りを行いました。現地は、番号 16 番と同じく杉、桧が立っており、農地への復元は困難と思われます。周辺農地への影響もないと考えます。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 　　この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について申請どおり非農地証明を発行しても良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり発行することに決定しました。

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 号第 3 項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩